

放射線審議会委員の選考

令和 5 年 3 月 6 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、放射線審議会委員を任命するに当たり、別紙 2 を委員の候補者とするものの了承について諮るものである。

2. 放射線審議会委員について

放射線審議会委員は、放射線障害防止の技術的基準に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づき、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。定員は 20 名以内、任期は 2 年とし再任することができる。

3. 放射線審議会委員の選考について

放射線審議会は現在、14 名の委員で構成されている。

以下事項を踏まえ、放射線障害の防止に関し専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者として、別紙 2 を委員の候補者とするものの了承についてお諮りする。

- 別紙 1 のとおり、令和 5 年 6 月 14 日に 5 名の委員が任期を満了すること。
- 現在、放射線審議会では実効線量係数等（ICRP2007 年勧告）の国内法令への取入れに係る検討を実施していること。

4. 今後の予定

本日、別紙 2 を委員の候補者とするものについて了承が得られれば、各委員候補者に承諾の意向を確認し、後日改めて原子力規制委員会の場において放射線審議会委員の任命を決定いただく。

<別紙、参考>

- 別紙 1 放射線審議会委員（令和5年3月現在）（非公開）
- 別紙 2 放射線審議会委員候補（今回任命分）（案）（非公開）
- 参考 1 放射線障害防止の技術的基準に関する法律
- 参考 2 放射線審議会令
- 参考 3 原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに
当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について
- 参考 4 最近の放射線審議会の答申及び意見具申

○ 放射線障害防止の技術的基準に関する法律

(昭和三十三年五月二十一日法律第百六十二号)

最終改正：平成二十九年四月十四日号法律第十五号

(目的)

第一条 この法律は、放射線障害防止の技術的基準の策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによって、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線、エックス線その他電磁波又は粒子線で直接又は間接に空気を電離する能力を有するものをいう。

2 この法律において「放射線障害防止の技術的基準」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）その他の法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準をいう。

(基本方針)

第三条 放射線障害防止の技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもって、その基本方針としなければならない。

(放射線審議会の設置)

第四条 原子力規制委員会に、放射線審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に意見を述べることができる。

(審議会への諮問)

第六条 関係行政機関の長は、放射線障害防止の技術的基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(審議会の組織)

第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、二年とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第八条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出の要求等)

第九条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十条 前三条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 放射線審議会令

(昭和三十三年五月二十一日政令第百三十五号)

最終改正：平成二十四年九月十四日政令第二百三十五号

(専門委員)

第一条 放射線審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第二条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、その定めるところにより、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから互選された者がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(雑則)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

制定 平成 24 年 11 月 7 日 原規監発第 121105001 号 原子力規制委員会決定
 改正 平成 29 年 11 月 22 日 原規放発第 17112214 号 原子力規制委員会決定
 改正 令和元年 6 月 20 日 原規法発第 1906201 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等を次のとおり定める。

原子力規制委員会

原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

放射線審議会は、放射線の有害な影響から人と環境を守り、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の任命にあたっての要件等を定める。

2. 放射線審議会の委員等の要件

放射線審議会の委員等は、放射線障害防止に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、候補者の選定にあたっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等するにあたって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、委員の候補者の選定にあたって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は専門委員の候補者の選定にあたって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

- ① 原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者
- ② 原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者
- ③ 原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者
- ④ 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者
- ⑤ 任命前の 3 年間（3.の自己申告日の属する年度の前の 3 年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

放射線審議会の委員等として任命するときは、当該候補者に別添 1 に従い、2.の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

- ① 任命前の 3 年間に於いて、同一の原子力事業者等（2.①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から、1 年度あたり 50 万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者
- ② 任命前の 3 年間に於いて、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている委員等に係る自己申告については、平成 30 年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(別添 1)

原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに
当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 2.①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3.①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3.①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

1. 上記の該当する□にチェックしてください。
2. (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
3. 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
4. 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む。)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
5. なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
6. 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

(様式1)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

- ① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		年度
<input type="checkbox"/> 無		

- ※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。
※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2.①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。
※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人として受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

- ②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名 ※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		年度			
<input type="checkbox"/> 無					

- ②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名 ※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負			
<input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 共同研究			

- ※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。
※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告してください。その場合は、当該理由を公表します。
※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

最近の放射線審議会の答申及び意見具申

平成 23 年 3 月 14 日

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等に関する技術的基準について（答申）
- ・ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 23 年 3 月 16 日

- ・ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 23 年 12 月 13 日

- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（答申）
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 23 年 12 月 22 日

- ・ 人事院規則 10-13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）等の制定に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（答申）

平成 24 年 2 月 16 日

- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件について（答申）
- ・ 水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標の設定について（答申）

平成 27 年 7 月 30 日

- ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準等の策定について（答申）
- ・ 電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について（答申）
- ・ 人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 28 年 2 月 5 日

- ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

平成 29 年 7 月 21 日

- ・ 獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部改正について（答申）

平成 30 年 3 月 2 日

- ・ 眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）

令和元年 12 月 23 日

- ・ 人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）
- ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正について（答申）
- ・ 国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）

令和 2 年 1 月 24 日

- ・ 医療法施行規則及び関係告示の改正について（答申）
- ・ 電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規案則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）

令和 2 年 7 月 17 日

- ・ 鉱山保安法施行規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 第 1 項の規定に基づく放射性物質の放射能濃度の確認に関する技術的基準について（答申）

令和 2 年 10 月 23 日

- ・ 放射性物質の輸送に関する国際原子力機関の安全要件の取入れにおける原子力規制委員会告示に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1094 号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和3年2月26日

- ・平成12年科学技術庁告示第5号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和4年2月22日

- ・医療用エックス線装置基準及び医療法施行規則の改正について（答申）
- ・獣医療法施行規則の改正について（答申）